

ローマ人への手紙における律法による義と信仰 による義に関する研究

—— ὡς ἐξ ἔργων (ロマ9:32) の解釈をめぐって ——

山本 康弘

YAMAMOTO, Yasuhiro

目次

1. 序論
2. 律法による義と信仰による義および ὡς ἐξ ἔργων の意味
3. 信仰による義
4. 律法による義、信仰による義そして ὡς ἐξ ἔργων の意味のまとめ

本研究は、ローマ人への手紙（以下ロマ書またはロマという）の9:30–10:11における律法による義と信仰による義の意味を明らかにするとともに、9:32における ὡς ἐξ ἔργων の ἔργα の意味を解明する事を目的としたものである。

1. 序論

本研究で取り上げたローマ人への手紙における9:30–10:11は、パウロ神学における信仰による義を明確に示した箇所である。しかも、申命記の30:11–14を改変して引用している。申命記のこの箇所は、律法による義の求め方を具体的に示している。改変に当たりパウロはイスラエルが義の律法に到達できなかったのは信仰によらず義の律法を業によるかのようにして(ὡς ἐξ ἔργων)求めたためだとして、この申30:11–14から業(ἔργα)に関する部分を削除し信仰(πίστις)による文節で入れ替えている。本研究はこの改変の過程を詳細に分析することによって、信仰による義の意味を明らかにするとともに、律法による義との違いを明確

にする。またパウロが業に関する文節として削除したと思われる箇所を
解明することによって業の意味を明らかにしようとするものである。

これまでに、パウロの ἐξ ἔργων の ἔργα の意味がヘブライ語の עֲבֹדָה
「務め」であることはすでに明らかにされており、さらに当時のユダヤ人
が「律法の学び」の意味に用いていたことは、ほぼ明らかにされている。⁽¹⁾
しかし、後者の解明の根拠とされた文献⁽³⁾についてはその成立年代につい
ての議論⁽⁴⁾が果てしなく続いており、この単語の意味の特定が神学的にあ
まりにも大きな影響を及ぼすために決着がつかない恐れがある。そこで
論者は最終的には聖書自身に問うべきであると考えた。幸いここに取り
上げたロマ 9:32-10:11 と申 30:11-14 を中心に、これらの関係が論じら
れており、そこから ἔργα の意味が証明される可能性があり解明を試みた
ものである。また、この文節にはロマ書の重要な議論のほとんどが凝縮
されており、律法による義から、信仰による義へ、そして復活信仰へと
救済のことが論じられている。

まず、ロマ 9:30-33 でパウロは次のように言っている。

³⁰ Τί οὖν ἐροῦμεν; ὅτι ἔθνη τὰ μὴ διώκοντα δικαιοσύνην κατέλαβεν
δικαιοσύνην, δικαιοσύνην δὲ τὴν ἐκ πίστεως, ³¹ Ἰσραὴλ δὲ διώκων νόμον
δικαιοσύνης εἰς νόμον οὐκ ἔφθασεν. ³² διὰ τί; ὅτι οὐκ ἐκ πίστεως ἀλλ' ὡς ἐξ
ἔργων· προσέκοψαν τῷ λίθῳ τοῦ προσκόμματος,⁽⁵⁾

³⁰ それでは私たちは何と云うのだろうか。義を追い求めてはいな
かった異邦人が、義を、〔すなわち〕信仰による義を捕えた。³¹ しか
し他方イスラエルは、義の律法を追い求めていたのに、〔その〕律法
に到達はしなかった。³² なぜか。信仰によらずに、むしろ業による
かのようにして〔追い求めた〕からである。彼らは躓きの石に躓い
たのである。⁽⁶⁾

このロマ 9:30-33 においてパウロは、異邦人は「信仰による義」δικαιοσύνη
ἢ ἐκ πίστεως を得たが、イスラエルは「義の律法」νόμος διακαιοσύνης を

追い求めたが「〔その〕(義の)律法」 νόμος (δικαιοσύνης) に到達でき
 できなかった、と述べている。この「〔その〕 義の律法」は何を意味して
 いるのだろうか。これについてはロマ 10:5 で次のように言っている。

Μοϋσῆς γὰρ γράφει τὴν δικαιοσύνην τὴν ἐκ [τοῦ] νόμου ὅτι ὁ ποιήσας αὐτὰ
 ἄνθρωπος ζήσεται ἐν αὐτοῖς.

モーセは、[その] 律法による義について、それら [の誡め] を行う
 人は、それらによって生きるであろう、と書いている。

ここで律法による義 δικαιοσύνη τὴν ἐκ [τοῦ] νόμου といっていることから
 「義の律法」 νόμος δικαιοσύνης の「義」は「義のための律法」、「義を得さ
 せる律法」あるいは「義を約束する律法」が考えられる。これについて、
 J. D. G. ダンは「義を約束する律法」⁽⁷⁾ (the law as promising righteousness)
 である、としている。また、E. ケーゼマンは義の律法を「約束」⁽⁸⁾ (Ver-
 heißung) と主張している。同じように H. リーツマンも、「義を約束する
 律法」⁽⁹⁾ としている。このように νόμος δικαιοσύνης は「義のための律法」
 または「義を約束する律法」の意味であり、「律法による義」 δικαιοσύνη
 τὴν ἐκ [τοῦ] νόμου と同じ意味であると考えられる。具体的には戒めであ
 る。

つぎに「業によるかのようにして (ὡς ἐξ ἔργων) [追い求めた] からで
 ある」はイスラエルが「〔その〕 義の律法」または「律法による義」を
 追い求めた方法について述べているが、信仰による義と対比させる仕方
 でのべている。なぜならパウロは「信仰によらず業によるかのようにし
 て [追い求めた] からである」と言っている。パウロはこの後の申命記
 の改変に当たっては、このように業によるかのように ὡς ἐξ ἔργων [追
 い求めた] 箇所を申命記から削除して信仰の文節を入れてロマ 10:6-10 と
 している。

さて、このようにパウロが申 30:11-14 を改変した過程で削除した部分
 を解明して ὡς ἐξ ἔργων の ἔργα の意味を明らかにする試みは意外と少な

く、C. E. B. クランフィールドが、ロマ 10:8b について次のように言っており、そしてその脚注で「そしてあなたの手にあるのだから、それを行うことができる」を削除していることを指摘していることが注目される。

パウロがこの節をそれに続く言葉のために適用したことの理由は、律法とキリストの緊密な関係を示すためであった。多くの注解者達はこの緊密な関係を理解しないでキリストと律法との硬直した関係をパウロ神学に読み込んで主張し、この節を不必要に荒れた天気にしてしまった⁽¹⁰⁾。

またダンも同じように言っている。

要点は、パウロにとって律法の戒めは信仰の言葉によって無効にしたり論駁されるべきものではない。逆に戒めは信仰の言葉によって完成されるのである⁽¹¹⁾。

また、青野太潮氏は、次のように言っている。

申命記 30:12-14 の 3 回にわたる「行うこと」への言及が全く省略されてしまっているのである⁽¹²⁾。

青野氏の言うようにパウロはこの箇所ですら「行うこと」への言及が全く省略されているが、これはパウロのこのところでの意図が、「行うこと」よりも「聞くことにより行う」と言う「聞く」ことに重点を置いているためではないかと思われる。ただひたすら「行う」ことは 10:2-3 で自分の義として否定されているのではないかと思われる。

2. 律法による義と信仰による義および ἐξ ἔργων の意味

このようにパウロは、ロマ 10:6-9 では、申 30:11-14 を信仰の言葉（ロ

マ10:6)に書き改めて「信仰による義」と改変して引用している。即ち「律法による義」の $\omega\varsigma\ \xi\grave{\sigma}\ \epsilon\pi\alpha\gamma\omega\nu$ に関する部分を削除して復活のキリストへの信仰を入れている。したがってその削除した部分は「信仰による義」とは別の義、即ち「律法による義」を $\omega\varsigma\ \xi\grave{\sigma}\ \epsilon\pi\alpha\gamma\omega\nu$ で追い求めたことについて述べている個所と考えられる。また削除した部分に、後述の改変図のごとくパウロはキリストの死と復活を新しく入れており、この部分から「信仰による義」の意味がより明確になる。申30:11-14は下記のとおりである。

¹¹ 今日私があなたがたに命じるこの戒めは、あなたにとって難し過ぎるものではなく、遠くかけ離れたものではない。¹² それは天にあるものではないので、『誰がわれわれのために天に上り、われわれのためにそれを取ってきてくれるのか。われわれがそれを行うために、誰がそれをわれわれに〔語って〕聞かせてくれるのか』と言う必要はない。¹³ それは、海の彼方にあるものではないので、『誰が、われわれのために海の彼方にを渡って行き、われわれのためにそれを取ってきてくれるのか。われわれがそれを行うために、誰がそれをわれわれに〔語って〕聞かせてくれるのか』と言う必要もない。¹⁴ その言葉はあなたの近くにあり、あなたの口、あなたの心にあるので(そしてあなたの手にあるので)、⁽¹³⁾ それを行うことができる。

パウロは、この申30:11-14の「律法による義」でしかも $\omega\varsigma\ \xi\grave{\sigma}\ \epsilon\pi\alpha\gamma\omega\nu$ による所を改変図のごとく削除し、その箇所信仰の言葉を新設したものを引用してつぎのごときロマ10:6-9としている。

⁶ しかし信仰による義は、このように言っている。あなたはあなたの心うちで、誰が天に昇るであろうか、と言ってはならない。それはキリストを〔天から〕引き降ろすことである。⁷ あるいは、誰が陰府にくだるであろうか〔、と言ってもいけない〕。それは〔陰府

にくだった] キリストを死者たち〔の中〕から引きずり上げることである。⁸ それでは〔信仰による義は〕何と言っているか。言葉はあなたの近くにある、あなたの口のうちに、そしてあなたの心のうちに〔ある〕。これは私たちが宣べ伝えている信仰の言葉〔のこと〕である。⁹ なぜならば、もしもあなたがあなたの口で主イエスを告白し、あなたの心のうちで、神はイエスを死者たち〔の中〕から起こした、と信じじるなら、あなたは救われるであろうから。¹⁰ 心によって信じられて義へと〔至る〕のであり、口によって告白されて救へと〔至る〕のである。

パウロの改変の説明の都合上、申 30:11-14 からロマ 10:6-9 までの改変の過程を次の3つに分けて示すと改変図 A → B → C のようになる。なお、申命記のギリシャ語はゲッティンゲン版の七十人訳を用いた。⁽¹⁴⁾

以下、後掲図の改変に示した、想定されるパウロによる申 30:11-14 からロマ 10:6-8 の編集作業について考察する。

(1) A は元の申 30:11-14 であり、パウロはまずここからかなりの文節(下線部分)を切り取り、B を残し、それに新しい信仰の言葉を追加して C としている。

まず、パウロが第一番目の改変において削除した文節を見るとパウロの意図が明白になって来る。すなわち、まず申 30:11 を全て削除している。

^{11r} Ὅτι ἡ ἐντολὴ αὐτῆ, ἣν ἐγὼ ἐντέλλομαί σοι σήμερον, οὐχ ὑπέρογκός ἐστιν οὐδὲ μακρὰν ἀπὸ σοῦ ἐστιν.

¹¹ 今日私があなたがたに命じるこの戒めは、あなたにとって難し過ぎるものではなく、遠くかけ離れたものではない。

パウロはまず申 30:11 の文節を、これから述べようとする「信仰による義」とは別の「律法による義」に関するもので ὡς ἐξ ἔργων にかかわるも

申 30:11-14
A 原文

→

申 30:11-14
B 部分的に削除→ C ロマ 10:6-9
キリスト死と復活に
関する信仰で補填

¹¹ Ὅτι ἡ ἐντολὴ αὐτῆ
ἦν ἐγὼ ἐντέλλομαί σοι
σήμερον. οὐχ ὑπέρογκός
ἐστίν οὐδὲ μακρὰν ἀπὸ
σοῦ ἐστίν.

¹² οὐκ ἐν τῷ οὐρανῷ ἐστίν
λέγων Τίς ἀναβήσεται
ἡμῖν εἰς τὸν οὐρανὸν καὶ
λήμψεται ἡμῖν αὐτήν;
καὶ ἀκούσαντες αὐτὴν
ποιήσομεν.

¹³ οὐδὲ πέραν τῆς
θαλάσσης ἐστίν λέγων
Τίς διαπεράσει ἡμῖν εἰς τὸ
πέραν τῆς θαλάσσης καὶ
λήμψεται ἡμῖν αὐτήν; καὶ
ἀκουστήν ἡμῖν ποιήσει
αὐτήν, καὶ ποιήσομεν.

¹⁴ ἐγγὺς σοῦ ἐστίν τὸ ῥῆμα
σφόδρα ἐν τῷ στόματί σου
καὶ ἐν τῇ καρδίᾳ σου καὶ
ἐν ταῖς χερσίν σου αὐτὸ
ποιεῖν.

注: 下線部分は削除した部分

11

¹² οὐκ λέγων Τίς
ἀναβήσεται ἡμῖν εἰς τὸν
οὐρανὸν

¹³ οὐδὲ λέγων Τίς
διαπεράσει ἡμῖν εἰς τὸ
πέραν τῆς θαλάσσης

¹⁴ ἐγγὺς σοῦ ἐστίν τὸ ῥῆμα
σφόδρα ἐν τῷ στόματί
σου καὶ ἐν τῇ καρδίᾳ σου

残された部分
改変図

⁶ ἡ δὲ ἐκ πίστεως
δικαιοσύνη οὕτως λέγει·
μη εἴπης ἐν τῇ καρδίᾳ
σου· τίς ἀναβήσεται εἰς
τὸν οὐρανόν; τοῦτ' ἐστίν
Χριστὸν καταγαγεῖν·

⁷ ἡ· τίς καταβήσεται εἰς
τὴν ἄβυσσον; τοῦτ' ἐστίν
Χριστὸν ἐκ νεκρῶν
ἀναγαγεῖν.

⁸ ἀλλὰ τί λέγει; ἐγγὺς
σου τὸ ῥῆμά ἐστιν ἐν τῷ
στόματί σου καὶ ἐν τῇ
καρδίᾳ σου, τοῦτ' ἐστίν
τὸ ῥῆμα τῆς πίστεως ὃ
κηρύσσομεν.

⁹ ὅτι ἐὰν ὁμολογήσης ἐν
τῷ στόματί σου κύριον
Ἰησοῦν καὶ πιστεύσης ἐν
τῇ καρδίᾳ σου ὅτι ὁ θεὸς
αὐτὸν ἤγειρεν ἐκ νεκρῶν,
σωθήσῃ·

下線部分はパウロの付加部分

のとして削除している。特に、ἡ ἐντολὴ αὐτῆ が削除されているのが注目される。

(2) つぎに、申 30:12 の文節から、下記の文節が削除されている。

¹² οὐκ ἐν τῷ οὐρανῷ ἐστίν λέγων καὶ Τίς λήμψεται ἡμῖν αὐτήν; καὶ ἀκούσαντες αὐτὴν ποιήσομεν.

¹² 誰がそれをわれわれのために取ってきてくれるのか。われわれがそれ〔戒め〕を行うために、〔語って〕聞かせてくれるのか、と言う

必要はない。

パウロはこれらをギリシャ語から引用しているため、ヘブライ語に対して、上記ギリシャ語の意味を確認する。καὶ ἀκούσαντες αὐτὴν ποιήσομεν については、これはヘブライ語のוְנִשְׁמָעוּ אֶת־הַקּוֹל וְנִשְׁמָעוּ に対応している。しかし וְנִשְׁמָעוּ の主語は三人称単数で כִּי 「誰」であるのに対して、ἀκούσαντες はアオリストの分詞で複数形であるため ποιήσομεν の状況説明分詞である。それゆえ「そうすれば、それを聞いて、われわれは（その戒めを）実行するであろう⁽¹³⁾」となる。

(3) つぎに、申 30:13 の文節からは下記の文節が、削除されている。

¹³ οὐδὲ πέραν τῆς θαλάσσης ἐστὶν λέγων Τίς λήμμεται ἡμῖν αὐτὴν καὶ ἀκουστήν ἡμῖν ποιήσει αὐτὴν, καὶ ποιήσομεν

¹³ 誰がそれをわれわれのために取ってきてくれるのか。われわれがそれ〔戒め〕を行うために、〔語って〕聞かせてくれるのか、と言う必要はない。

この訳文もギリシャ語の最後の語句 καὶ ἀκουστήν ἡμῖν ποιήσει αὐτὴν, καὶ ποιήσομεν の ποιήσομεν は形容詞の対格であるが名詞的に用いられていることから ποιήσει の副詞の意味を持たせて「私たちにそれを聞かせるのか」となる、従ってここは「そして誰がそれを私たちに聞かせてくれるのか、そうすれば行うであろう」となる。いずれにせよ「戒めを聞くことにより律法を行おう」とする箇所を全て削除している。

(4) しかし、申 30:14a の部分はそのまま残している。そして、その「言葉」意味の解釈を変えている。このように、この申 30:14a がそのまま残されていることは前記改変図の B に示されているとおりである。申命記において重要でしかも中心的な 30:14 は、「そしてあなたの手にあるのでそれを行うことができる」（七十人訳ギリシア語旧約聖書 LXX の場合）が削除されているけれども、前半はそのまま残され、次の C に引き

継がれている。そして、最初の「その言葉」の意味を「私たちが宣べ伝えている信仰の言葉である」とすることによって、信仰の言葉に解釈を変えているのである。しかし、この30:14の「言葉」τὸ ῥῆμαを「戒め」と考えているのが申命記でありイスラエルである。申30:14 LXXでは次のようになっている。

¹⁴ Ἐγγὺς σοῦ ἐστὶν τὸ ῥῆμα σφόδρα ἐν τῷ στόματί σου καὶ ἐν τῇ καρδίᾳ σου καὶ ἐν ταῖς χερσίν σου αὐτὸ ποιεῖν (申 30:14 LXX)

¹⁴ その言葉はあなたの近くにあり、あなたの口のうちにそして、あなたの心のうちにあり（そしてあなたの手にあるので）、それを行うことができる。

したがって、この申30:14 LXXでは、このように「その言葉（戒め）はあなたの近くにあり、あなたの口にあり、あなたの心にあり、そしてあなたの手にあるので、それを行うことができる」となっている。この場合の言葉 τὸ ῥῆμα は十戒などであり（申4:13）、その戒めはあなたの近くにあるのだから、それをあなたの口で唱え、あなたの心で聞き、あなたの手にてフィリン（小箱）として結び、常に学んでいるので、それを行う事が出来る。しかし、この最後の30:14c “καὶ ἐν ταῖς χερσίν σου αὐτὸ ποιεῖν” 「あなたの手にあるので、それを行うことができる」は申6:4-9（シマ）から来ているもので七十人訳ギリシャ語旧約聖書にのみあって現在のヘブライ語旧約聖書にはない。それは、律法を学んで、手に縛って、口で唱えて、常に心で口ずさめばあなたはそれを行うことが出来る、という箇所である。このようにして義を追い求めたのである。これは信仰によって義を得る生き方とは対照的な求め方である。これはパウロがロマ9:32でイスラエルについて「信仰によらず、業によるかのようにしたからである。」と言ったことを示している。つまり「業によるかのようにした」すなわち、ὡς ἐξ ἔργων のようにして義を追い求めたのである。そして LXX では「そしてあなたの手にあるので」とあり、申6:4以下

のシェマのことに触れている。申 6:4-9 は次の通りである。

⁴ イスラエルよ聞け。われわれの神ヤハウェは唯一なるヤハウェである。⁵ あなたはあなたの心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くして、あなたの神ヤハウェを愛さなければならない。⁶ 今日私があなたに命じるこれらの言葉を、あなたの心に止め、⁷ あなたはそれらを、あなたの子供らに繰り返し語り聞かせなければならない。あなたが家に座っている時も、あなたが道を歩いているときも、あなたが寝ているときも、あなたが起きているときも [そうしなさい]。⁸ あなたはそれらをあなたの手に結んで徴とし、あなたの額にささげて覚えとなしなさい。⁹ あなたの家の柱とあなたの町の門のところにそれらを書き記しておきしなさい。

申命記では、この最初の言い回し、**וּשְׁמַעְתָּ יִשְׂרָאֵל וְשָׁמַרְתָּ לְעֹשׂוֹת**「聞いて」「守って」そして「行う」が申命記の終始一貫した主張である。そして「繰り返し語って聞かせる」ことすなわち「繰り返し教える」ことが基本となる。これらをユダヤ人は「律法の学び」と呼んだ。そして手と額につける小箱、十戒とシェマが入っているテフィリンがクムランにおいて発見されており、その中に申命記 5:1 以下に記されている十戒が記載されている。このことは第二神殿時代において十戒を中心にした、律法の朗読が行われていたことを示している。またこれは A. オッペンハイマーが指摘しているようにマタイによる福音書 23:1-5 においてもイエスの発言の中にもみられる⁽¹⁷⁾。パウロはこのように戒めを聞いて、口で唱え、心で口ずさんで戒めを行うことによって得られる義を「律法による義」とした。このことは申命記におけるユダヤ人の基本的態度であった。また、申 5:1 は次の通りである。

モーセは全イスラエルに呼びかけ、彼らに言った、「イスラエルよ聞け、今日私があなたたちの耳に語る掟と定めを。あなたたちはそれ

らを学び、守り行いなさい」。

このように、神はすでに掟と定めをイスラエルに語った、従ってその言葉は大変あなたの近くあるのだからあなたたちはそれを聞くことが出来る、あなたたちの口で唱えることが出来る、そして、その戒めを心で口ずさんで学ぶことができる、それを学んで、それを行いなさい。と言っているのである。申 5:1b では「私があなたたちの耳に語る掟と定めを。それらを学び、守り行いなさい」としている。このように、律法を聞き、律法を唱え、心で律法を学び口ずさんで受け入れているイスラエルのことを、「しかし他方イスラエルは、義の律法を追い求めていたのに〔その〕律法に到達はしなかった。なぜか ὡς ἐξ ἔργων によるかのようにしたからである」としている。

しかし、ロマ 9:32 には ἐξ ἔργων により義の律法を追い求めても、義の律法には到達できなかつたとあり、また、II コリ 3:15-16 には、次のようにある。

しかし、今日に至るまで、モーセ〔の書〕が朗読される時はいつでも、覆いが彼らの心の上に横たわっている。しかし、〔人が〕主のほうに向き直るならば、いつでも覆いは取り上げられる。

以上から信仰による義が現れた今日、ὡς ἐξ ἔργων により義の律法を追い求める律法による義から新しい救いのシステムに一刻も早く切り替えるべきあるとして大胆に申命記を改変してまで引用したものと思われる。したがってこのような改変により、パウロが申 30:11-14 から削除した部分を分析してみると、次の5点にまとめることができる。

①戒めは遠くかけ離れたものではない、近くにあること。

(申 30:11)

②戒めを語って聞かせてくれれば実行することができる。

(申 30:12)

同 上 (申 30:13)

③戒めはあなたのごく近くにあり、あなたの口、あなたの心にあるのでおこなうことが出来る。(申 30:14)

④(申 30:14LXX) では「あなたの手にある」とありテフェリンを指しており、シエマを唱えて繰り返し聞かせ、繰り返し教えなさい。

⑤(申 5:1) 掟と定めを。あなたたちはそれらを学び、守り行いなさい。

これら5つの求め方がイスラエルが業によるかのように(ὡς ἐξ ἔργων)して義の律法を追い求めた態度と一致すると言っても許されるのではないだろうか。従って、この ἔργα は分析結果①～⑤から、①、②、③は律法を聞くことを示しており、③、④、⑤は律法の学びを、また②、③、④は律法の朗誦を示していると考えられる。以上からこのロマ 9:32 の ὡς ἐξ ἔργων の ἔργα は律法を聞くこと、律法の学び、律法の朗誦であると言えよう。

なお、イスラエルがこのように業によるかのようにして求めるのではなく直接的に求めることについてはロマ 10:3 で、パウロは次のように言って別途否定している。

事実、彼らは神の義を知らず、〔逆に〕自らの〔義〕を立てることを追い求めて、神の義に従わなかったのである。

したがって、この「業によるかのようにして〔追い求めた〕からである。」ὡς ἐξ ἔργων として求めたと言っていることは、この「自分の義」とは異なる求め方である。

つぎに、この ἐξ ἔργων の ἔργα はローマイヤー⁽¹⁸⁾やハーカー⁽¹⁹⁾およびこれまでの論者のヘブライ語旧約聖書および七十人訳ギリシャ語旧約聖書の言語的検証⁽²⁰⁾らが述べているようにヘブライ語の עֲבוּרָה であり祭儀的務めであることが明らかにされている。また今回の研究で、パウロがロマ

10:6-10 を書くにあたって申 30:11-14 の中から、「業によるかのようにして (ὡς ἐξ ἔργων) 義の律法を追い求めた」として削除したと思われる文節を整理検討して求めた ἔργα の意味の研究結果は、先の三者の研究結果とほぼ一致している。

3. 信仰による義

ロマ 10:6-11 は、パウロが申 30:11-14 を改変して引用した最終的な文節である。B → C の改変は下記のとおりである。

A → B の改変を経てもなお残された B の文節は、まだ申命記の意味を色濃く残している。これに対してパウロは C でキリストの救いに関する文節を追加している。

(1) まず、申 30:11 は B の時点で削除しているが C では次の文節を設定してロマ 10:6a としている。

^{6a} ἡ δὲ ἐκ πίστεως δικαιοσύνη οὕτως λέγει·

^{6a} しかし、信仰による義はこの様に言っている。

(2) 次に、申 30:12 は「誰がわれわれのために天に昇るのか、と言う必要がない」

οὐκ λέγων τίς ἀναβήσεται εἰς τὸν οὐρανόν が B の時点で残っているが、これはクランフィールドも指摘しているように律法を探す必要が無い、それはすでにあなたに与えられている、と言う意味にとることが出来る。⁽²¹⁾しかし同時に C のように οὐκ λέγων を μὴ εἶπης ἐν τῇ καρδίᾳ σου と変え、さらに τοῦτ' ἔστιν Χριστὸν καταγαγεῖν を加えると次のようなキリストに関する文脈に変わって、全く別の意味になって 10:6b となる。

^{6b} μὴ εἶπης ἐν τῇ καρδίᾳ σου· τίς ἀναβήσεται εἰς τὸν οὐρανόν; τοῦτ' ἔστιν Χριστὸν καταγαγεῖν·

^{6b} あなたはあなたの心のうちで、誰が天に昇るであろうか、と言っ

てはならない。それはキリストを〔天から〕引き下ろすことである。

キリストが復活して天に昇られて神の右に座し、私たちのために執り成しをしていることを示唆している。そしてこのロマ 10:6 では「それはキリストを〔天から〕引き下ろすことである」すなわちイエス・キリストが復活して天に昇られて、信じる者に聖霊を与えているのだから、誰も天に昇る必要がないことを述べている。

(3) さらにロマ 10:7 は次のようになる。

^{7a} ἢ· τίς καταβήσεται εἰς τὴν ἄβυσσον; ^{7b} τοῦτ' ἔστιν Χριστὸν ἐκ νεκρῶν ἀναγαγεῖν.

^{7a} あるいは誰が陰府にくだるであろうか〔、と言ってもいけない〕。

^{7b} それは〔陰府にくだった〕キリストを死者たち〔の中〕から引きずり上げることである。

このように、キリストの死と復活を暗示する文脈に変わっている。この場合、申 30:13 の θαλάσσης は ἄβυσσον に変えられている。またここでは「それは〔陰府にくだった〕キリストを死者たち〔の中〕から引きずり上げることである」が加えられているが、これはイエス・キリストが十字架にかけられ、わたしたちの罪のために死なれたことを示し、さらに死者たちの中から復活したこと（ロマ 10:9）を示している。それゆえ誰も陰府に下る必要はない、という意味である。

(4) 最後に、申 30:14 は次のごとくロマ 10:8bのごとく、ほぼそのまま残されている。そして τὸ ῥῆμα すなわち、この言葉を次のごとき信仰の言葉に変えているのである。

⁸ ἐγγύς σου τὸ ῥῆμά ἐστιν ἐν τῷ στόματί σου καὶ ἐν τῇ καρδίᾳ σου, τοῦτ' ἔστιν τὸ ῥῆμα τῆς πίστεως ὃ κηρύσσομεν. ⁹ ὅτι ἐὰν ὁμολογήσῃς ἐν τῷ στόματί σου κύριον Ἰησοῦν καὶ πιστεύσῃς ἐν τῇ καρδίᾳ σου ὅτι ὁ θεὸς αὐτὸν ἤγειρεν ἐκ

νεκρῶν, σωθήση·

⁸ 言葉はあなたの近くにある、あなたの口のうちに、そしてあなたの心のうちにある。これは私たちが述べ伝えている信仰の言葉〔のこと〕である。⁹ なぜならば、もしあなたがあなたの口で主イエスを告白し、あなたの心のうちで、神はイエスを死者たち〔の中〕から起こした、と信じるなら、あなたは救われるであろうから。

このように申30:11-14はパウロによって改変されて、キリストの死と復活そして昇天さらにはロマ10:9の信仰の言葉を追加することによってロマ10:6-10に取り込まれて、律法の学びの言葉から信仰の言葉に変えられている。この場合のὁμολογήσηςとπιστεύσηςはアオリストの接続法であり、一時的な動作を表すことおよびσωθήσηは未来形であることから、ここはこの告白と信仰による救いのことを述べている。そして、宣教と信仰によって多くの人が救われるであろうことを示している。これらの宣教の言葉、信仰の言葉こそパウロの伝道と信仰の生活から得られた最も簡潔で、もっとも効果的な宣教と信仰の言葉である。ロマ書はまさに復活信仰を重視した福音書である。なぜなら、それはロマ1:4、4:24、4:25、6:4、7:4、8:11、10:9、11:15、14:9のほとんど全章に渡って「神は主イエスを死者たちの中から起こされた」ことが書かれている。これらがほとんど救いとの関係で述べられており、ロマ書の主要な主張の一つであると思われる。そしてロマ10:10では次のように言っている。

¹⁰ καρδία γὰρ πιστεύεται εἰς δικαιοσύνην, στόματι δὲ ὁμολογεῖται εἰς σωτηρίαν.

¹⁰ 心によって信じられて義へと〔至る〕のでり、口によって告白されて救へと〔至る〕のである。

この場合のπιστεύεταιとὁμολογεῖταιは直接法現在であることから動作の継続を表しており、またεἰς δικαιοσύνηνとεἰς σωτηρίανは目標を表して

おり、「心によって信じられることにより、義へと到達するのであり、口によって告白されることによって、救いに到達する」と言う意味となる。これは信仰生活における聖化を述べているのである。このように、「神は主イエスを死者たちの中から起こした」と心で信じられて義へと至る、即ち「神の義」に到達する。このように信じることによって、救いが与えられる。しかもその「神の義」はロマ 8:2 にあるように「イエスキリストにある命の霊の律法」⁽²²⁾のことである。この「神の義」即ち聖霊によって私たちは義人に変えられて義に至り、8:4 にあるように「律法の義なる定め」が満たされて救いに至り、永遠の命が与えられるのである。ロマ 1:17c にあるとおりである。

「信仰によって義〔とされた〕者は生きるであろう」。

4. 律法による義、信仰による義そしてἐξ ἔργωνの意味のまとめ

以上からロマ 10:6-10 でパウロは、義の律法を聞くこと、学ぶこと、朗誦することなどから得られるとする律法の義から、信仰の義へ移行すべきであるとし、その場合の信仰の中心的な言葉は「口で主イエスを告白し、心のうちで、神はイエスを死者たちの中から起こしたと信じる」ことであり、これを信じること、説教すること、そして宣べ伝えることにより、あなたも、そして世界も救われると言っているのである。そしてロマ 10:11b にあるように「すべて彼を信じる者は、失望させられることはないであろう」として、ロマ 9:33 と同じ言葉で結んでいる。以上から次のことが明らかとなった。

- (1) 異邦人は信仰により「神の義」を得た。
- (2) イスラエルは「義の律法」を追い求めたが「義の律法」に到達できなかった。
- (3) その理由は、信仰によらず、業によるかのように (ὡς ἐξ ἔργων) して追い求めたためである。
- (4) パウロは申 30:11-14 にある「戒めを聞いて行ふ」など業によるかの

ように (ὡς ἐξ ἔργων) 義の律法を追い求めた箇所を全て削除して、ロマ 10:6-9 とした。

- (5) ὡς ἐξ ἔργων の ἔργα は律法を聞くこと、律法の学びおよび律法の朗唱のことである。
- (6) 「律法による義」とは信仰によらず、業によるようにして (ὡς ἐξ ἔργων) 義を求めたことである。具体的には、上記のロマ 10:8b について言葉を戒めと考えて、戒めを聞くこと、戒めを唱えること、戒めを心で学ぶことである。
- (7) 「信仰による義」とは、「あなたがあなたの口で主イエスを告白し、あなたの心のうちで、神はイエスを死者たち〔の中〕から起こしたと、信じること」から得られる義である。

注

- (1) E. Lohmeyer, *Probleme Paulinischer Theologie*, Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1954, p. 39.
- (2) 山本康弘「パウロ時代の文献による ἔργα νόμου の意味に関する研究」『聖書学論集 41』日本聖書学研究所編、リトン、2009年、441-462頁。
- (3) M. I. Shalom, ed., *Sifre Deuteronomy with Commentary*, 1st ed., Wien, 1863/1967, p. 80; R. Hammer, tr., *Sifre: A Tannaitic Commentary on the Book of Deuteronomy*, New Haven and London: Yale University Press, 1986, p. 85.
- (4) E. P. Sanders, *Paul and Palestinian Judaism*, SCM Press Ltd., Fortress, Minneapolis, 1977, pp. 63-69.
- (5) B. et K. Aland, et al., eds., *Novum Testamentum Graece*, Stuttgart: Deutsche Bibelgesellschaft, 1993²⁷ (1898). 以下全て新約聖書本文は同校訂本による。
- (6) 新約聖書翻訳委員会訳『新約聖書』岩波書店、1996 / 2004年、以下引用はすべて岩波を引用している。また9ページの()内は七十人訳ギリシア語旧約聖書 LXX において相違する部分を私訳して入れて補った。
- (7) J. D. G. Dunn, *Romans 9-16: Word Biblical Commentary*, Volume 38B,

- Dallas: Word Books, Publisher, 1988, p. 581.
- (8) E. Käsemann, *An die Römer*, Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 1974³ (1973), pp. 267, 268 (邦訳 519 頁)。
- (9) H. Liezmann, *An die Römer*, Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 1933, p. 94.
- (10) C. E. B. Cranfield, *The Epistle to The Romans, Vol. II: A Critical and Exegetical Commentary*, London/New York: T&T Clark, First Published 2008 (1979), p. 526.
- (11) J. D. G. Dunn, *op. cit.*, p. 613.
- (12) 青野太潮『最初期キリスト教思想の軌跡』新教出版社、2013 年、370–373 頁。
- (13) 旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書』岩波書店、1999 / 2005 年、以下引用はすべて岩波。
- (14) J. W. Wevers, ed., *Deuteronomium: Septuaginta Auctoritate Academiae Scientiarum Gottingensis, editum*, Göttingen-Vandenhoeck & Ruprecht, 1977, pp. 328–329.
- (15) 秦剛平『70 人訳ギリシャ語聖書 V: 申命記』河出書房新社、2003 年。
- (16) E. Tov, ed., *Discoveries in the Judaean Desert · XIV, Qumran Cave 4, IX Deuteronomy, Joshua, Judges, Kings*, Oxford: Clarendon Press, 1995. pp. 84–88.
- (17) A. Oppenheimer, H. G. Reventlow and Y. Hoffman, eds., *Removing the Decalogue from the Shema and Phylacteries: The historical Implications: The Decalogue in Jewish and Christian Tradition*, New York: T & T Clark, 2011, p. 105.
- (18) E. Lohmeyer, *op. cit.*, p. 39.
- (19) K. Haacker, *op. cit.*, pp. 83–84.
- (20) Y. Yamamoto, “A Study on the Meaning of ἔργα νόμου in Pauline Theology”, Published in PDF, <<http://thepaulpage.com/>>, “The Paul Page”, 2009, 2013.
- (21) C. E. B. Cranfield, *op. cit.*, p. 523.
- (22) 山本康弘「パウロ神学における神の義に関する研究」『DEREK 第 29 号』

立教大学大学院キリスト教学研究科、2009年、28-48頁所収、その42-44頁。

(立教大学大学院文学研究科組織神学専攻博士課程後期課程在学
やまもと・やすひろ)